

2026年7月2日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人京都産業大学
法 人 代 表 者	山田 啓二
担 当 部 署	総務部
お 問 合 せ 先	075-705-1408

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成

↓ 附議

○常任理事会：遵守状況の確認・了承

↓ 附議

○理事会：遵守状況の確認・了承

↓ 報告

○評議員会

↓ 報告・公表

○私大連 ○ステークホルダー

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた遵守原則について、すべて遵守しているため、当該原則についても遵守している。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	基本的には私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 そのうち、遵守原則を遵守するために必要不可欠な重点事項1－1を構成する実施項目1－1「④中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする」に関しては「実施項目」以外の方策等により遵守している。 当法人では、中長期計画に上記の人材育成、登用の方針を盛り込んでいないが、かねてから法人のガバナンス確保のために、(1)多様な分野における経験や知見を大学経営に活かすため、組織経営や行政活動において経験豊富な外部人材を理事に積極的に登用する、(2)経営と教学の意思疎通を図るため、学部長経験等の豊富な学内行政を有する教育職員を副学長に任命して、理事に登用する、(3)事務職員においては役責等級基準を定め、事務部長を経営職に規定し、私学経営並びに大学等に関する意思決定を補佐する位置づけとして、経営人材の育成をする、などの取組を行っている。 以上のことから、遵守原則1－1に定める「広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得る」ことは遵守できていると判断している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた遵守原則について、すべて遵守しているため、当該原則についても遵守している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた遵守原則について、すべて遵守しているため、当該原則についても遵守している。

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた遵守原則について、すべて遵守しているため、当該原則についても遵守している。

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。